

山口県みほり学園施設整備基本計画

令和7年3月

山口県

目次

第 1 章 基本計画策定の背景と経緯	1
1. 施設整備の背景と目的	1
(1) 基本計画策定について	1
(2) 前提条件	2
2. みほり学園を取り巻く現状	3
(1) みほり学園の概要	3
(2) みほり学園の取組	8
(3) 入退所状況	11
(4) 社会情勢	14
(5) 国の動向や各種計画等との整合性	16
3. 既存施設の現状と課題	17
(1) 施設・設備の老朽化及び狭隘化	17
(2) 入所児童のプライバシー確保	18
(3) 入所児童の体格に応じた空間の確保	18
(4) 快適な生活環境の確保	18
(5) 駐車場の不足	19
(6) みほり学園周辺的生活道の狭隘化	19
4. 関係法令	20
第 2 章 必要な機能と整備方針	23
1. 基本理念・コンセプト	23
(1) 基本理念	23
(2) コンセプト	23
(3) 具体的な機能強化の内容	24
2. 施設整備に向けた基本事項	28
(1) 施設定員	28
(2) 児童の状態像	28
(3) 施設構成	28
(4) 施設整備方針	30
(5) 周辺敷地の活用方針	31

第 3 章 施設計画	32
1. 施設規模.....	32
(1) 延べ面積.....	32
(2) エリア別床面積.....	32
(3) 駐車場・駐輪場.....	32
(4) 諸室面積一覧.....	33
(5) 仮設建物の規模.....	36
2. 設備計画.....	37
(1) 電気設備計画の基本方針.....	37
(2) 機械設備計画の基本方針.....	38
(3) ユニバーサルデザインの導入検討方針.....	38
3. 構造計画.....	39
(1) 耐震安全性の目標.....	39
(2) 構造種別.....	40
(3) 構造形式.....	40
4. 管理運営計画.....	41
(1) 児童の見守り.....	41
(2) 光熱水費の管理.....	41
(3) 防犯対策.....	41
(4) 備品計画.....	41
5. 省エネルギー対策.....	42
(1) 自然エネルギーの活用.....	42
(2) 省エネルギー技術の導入.....	42
6. 配置計画.....	43
(1) ゾーニングの考え方.....	43
(2) 施設ゾーニング.....	44
(3) 動線計画.....	45
(4) 断面構成.....	45
(5) 施工ステップ.....	46
第 4 章 概算事業費	48
1. イニシャルコスト.....	48
(1) 総事業費の検討.....	48
2. ランニングコスト.....	49
(1) ライフサイクルコスト（LCC）の考え方.....	49
(2) ライフサイクルコスト（LCC）縮減に向けた方策.....	50
第 5 章 事業スケジュール	51
用語解説	52

第 1 章 基本計画策定の背景と経緯

1. 施設整備の背景と目的

(1) 基本計画策定について

みほり学園は、昭和47年7月の開園以降、様々な理由により社会生活への適応が困難となった子どもを受け入れ、学校教育と連携を図りながら、生活指導や心理療法等を行う、県内唯一の児童心理治療施設として、重要な役割を担ってきたところです。

こうした中、少子化や核家族化の急速な進行など、社会環境は大きく変化し、子どもの貧困や児童虐待、不登校、保護者が抱える困難など、子どもと子育てを取り巻く環境は複雑化・深刻化していますが、県民から求められる児童心理治療のニーズにしっかりと対応するためには、今後も、みほり学園が本県児童心理治療の拠点として、役割を果たすことができるよう、児童心理治療体制の機能強化を図る必要があります。

一方で、みほり学園は建設後50年が経過し、施設の老朽化や狭隘化が進行しており、子どものプライバシーに配慮した居室の整備や親子を対象とした家族療法の実施など、新たな課題に適切に対応していくためには、施設の修繕や増改築による対応では困難な状況にあります。

このため、県は、令和5年10月に、学識経験者など外部有識者で構成される「山口県みほり学園機能強化基本構想検討委員会」を設置し、将来にわたり本県の児童心理治療の拠点として役割を果たしていくための機能強化の在り方等について、様々な観点から検討を行い、令和6年3月に「山口県みほり学園機能強化基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定しました。

本施設整備基本計画は、この基本構想の実現に向けて、支援を受ける子どもや家族、支援者等の関係者の意見も踏まえ、新たなみほり学園に向けた施設整備の基本的な考え方、施設整備の方針等を取りまとめたものです。

基本計画策定後は、「基本設計」、「実施設計」、「建設工事」を計画的に進めていくこととなります。

区分	内容
基本構想	みほり学園が目指す機能・役割、施設の規模等を検討
基本計画	基本構想に沿って、新たな施設の整備計画を策定
基本設計	基本計画に沿って、新たな施設の概略設計を実施
実施設計	基本設計に沿って、新たな施設の詳細設計を実施
建設工事	新たな施設の建設工事を実施

(2) 前提条件

① 整備場所

基本構想時における「山口県みほり学園機能強化基本構想検討委員会」において、県内唯一の児童心理治療施設の整備場所として全県からのアクセス性が良いこと、生活訓練等の心理治療に適した周辺環境を有していること、地域との強い信頼関係が構築されていることなどの理由から、現在地での建替えが望ましいとの意見が出されました。

また、みほり学園の現在地は、隣接地に大内寮跡地や中央児童相談所跡地（以下「中央児相跡地」という。）があり、これらの土地を仮設や資材置場として活用することにより、現在地での建替えが可能となっています。こうした状況を踏まえ、みほり学園施設整備基本計画では、『現在地での建替え』を前提条件として計画を検討しました。

② みほり分校

みほり学園の敷地内には、みほり学園に入所する全ての児童が通学する「山口県立山口総合支援学校みほり分校」が併設されています。みほり学園施設整備において、分校施設は建替えを行わず、引き続き既存建築物を活用するものとします。なお、分校施設には、建設当初、みほり学園から暖房設備としてボイラーによる温水配管が接続され、その後、冷暖房用の個別エアコンが設置されています。みほり学園の建替えに伴い、温水配管は分校との接続部分で撤去を行い、機能廃止とします。



【みほり分校(特別教室棟)】



【温水配管接続部(特別教室棟)】



【新特別教室棟(写真左)】

③ 周辺敷地の活用

みほり学園の周辺には、県が所有する2つの未利用地があります。みほり学園の施設整備に伴い、これらの敷地を有効に活用し、工事中は安心・安全で円滑な工事の実施を、工事後はみほり学園のサービスの充実を図ることとします。

1) 大内寮跡地(敷地面積:1,523.96 m²)

みほり学園の敷地北西側には、県有施設であった大内寮跡地が隣接しています。(現況：更地) みほり学園の敷地とは地続きの関係にあります。

2) 中央児相跡地(敷地面積:2,824.00 m²)

みほり学園の敷地南側には、車両通行部を挟み、中央児相跡地が位置しています。(現況：更地(一部基礎あり)) 地盤レベルはみほり学園の敷地より 1.5m 程度高い場所にあります。

2. みほり学園を取り巻く現状

(1) みほり学園の概要

① 基本情報

みほり学園は、児童福祉法に基づく、県内唯一の児童心理治療施設です。

学園では、家庭内の人間関係のもつれや、地域、学校での対人関係のゆがみによって生じた心理的な不安定状態等から情緒の健全な発達が阻害され、不適応を示している子どもを対象に、集団生活を体験しながら、心理療法・生活指導・学習指導を通して、不適応行動の改善を図ります。

児童心理治療施設には、児童相談所の措置により入所します。

1) 所在地	山口県山口市大内御堀五丁目2番8号
2) 設置年月日	昭和47年7月1日
3) 設置者	山口県
4) 経営主体(指定管理)	社会福祉法人山口県社会福祉事業団
5) 入所定員	50人
6) 職員数	35人
	(R6.4.1 現在)
	(内訳)
	施設長 1人
	児童指導員・保育士 12人
	セラピスト 5人
	家庭支援専門相談員 1人
	被虐待児個別対応職員 1人
	医師(非常勤) 3人
	看護師 1人
	栄養士 1人
	その他従事者 10人
	《参考:みほり分校》
	教頭 1人
	教諭(養護教諭1人含) 25人
7) 敷地	11,815.00 m ² ※大内寮跡地、中央児相跡地を含めると 16,162.96 m ²

② 立地特性

1) 建設地の周辺状況

現敷地は、山口市の中心部から樫野川を挟み東側に位置しており、JR 山口駅から防長線に乗り 10 分程度でアクセス可能な場所にあります。県道 21 号及び県道 194 号線は、中国自動車道山口 IC に直結しており、県内全域から利用者を受入れやすい地域といえます。北側は象頭山、南側は標高 199m の姫山に囲われ、仁保川が流れる自然豊かな場所です。山口盆地に位置し、冬季は寒くなることもありますが、比較的過ごしやすい気候にあります。

■付近見取図



2) 建設地の敷地概要

■航空写真



出典: 国土地理院(地理院地図を加工して作成)

■敷地の基本状況(みほり学園)

項目		内容
所在地	住所	山口県山口市大内御堀五丁目 2 番 8 号
敷地面積	面積	11,815.00 m ²
	(大内寮跡地) (中央児相跡地)	(1,523.96 m ²) (2,824.00 m ²)
接道状況	前面道路種別	北側: 法 42 条第 1 項 1 号 (市道 上矢田御堀線) 南側: 法 42 条第 1 項 1 号 (県道 21 号及び 194 号)
	前面道路幅員 (中央児相跡地)	8.00m (18.00m) ※図面上での机上測定
	都市計画道路有無	無
地域地区	都市計画区域	都市計画区域内 (非線引き)
	市街化区域等	指定なし
	用途地域 (大内寮跡地) (中央児相跡地)	準住居地域 (準住居地域) (準住居地域・第一種中高層住居専用地域)
	防火地域 法 22 条区域	指定なし 法 22 条区域
	その他の地域地区	景観計画区域 (一般地域) 居住誘導区域
建蔽率・容積率	建蔽率	60%
	容積率	200%
高さ規制	斜線制限	道路斜線制限 (1.25) 隣地斜線制限 (20m + 1.25) 北側斜線制限 (10m + 1.5) ※中央児相跡地の一部
	日影規制	4m ※中央児相跡地の一部
周辺インフラ等	上下水道・電気・ガス	上水・下水 (山口市上下水道局)、電気 (中国電力)、ガス (都市ガス 山口合同ガス)

③ 敷地特性(大内寮跡地)

大内寮跡地は、みほり学園の敷地北西側に位置し、みほり学園の敷地と地続きの関係にあり学園との関連性を高めやすいポテンシャルを有しています。道路から敷地にアクセスするためのスロープが2ヶ所あり、前面道路や非道路よりも地盤レベルが高いため、プライバシーやセキュリティ確保が行いやすい環境といえます。



【体育館付近より望む】



【地盤レベル関係】



【スロープ(東側)】

④ 敷地特性(中央児相跡地)

中央児相跡地は、みほり学園の敷地南側に位置します。みほり学園の敷地とは車両通行部を挟んだ配置関係となっており、独立性の高い敷地といえます。地盤レベルはみほり学園の敷地より 1.5m 程度高い場所です。



【アスファルト舗装部】



【裸地部】



【みほり学園より望む】

⑤ 既存施設

1) 建物（倉庫を除く）

棟名	構造	床面積	竣工年月
本館棟(管理治療棟)	RC造 1階	338.25 m ²	S47.6
サービス学習棟	RC造 1階	465.84 m ²	S47.6
寄宿舍棟1	RC造 1階	379.06 m ²	S47.6
寄宿舍棟2	RC造 1階	180.73 m ²	S60.3
集団治療棟(体育館)	S造 1階	419.52 m ²	S54.3
車庫棟1	S造 1階	21.00 m ²	S47.6
車庫棟2	S造 1階	44.12 m ²	S60.3
その他付属棟	RC造 1階	35.00 m ²	S60.3

《参考:みほり分校》

棟名	構造	床面積	竣工年月
特別教室棟	RC造 2階	890.42 m ²	S60.3
新特別教室棟	RC造 2階	177.44 m ²	H15.3

■ 既存施設の配置



出典: 国土地理院(地理院地図を加工して作成)

(2) みほり学園の取組

みほり学園では、施設全体が治療の場であり、施設内・外で行っているすべての活動が治療であるという総合環境療法に取り組み、「心理治療」「生活指導」「学校教育」の3つを治療の柱として支援を実施しています。

① 心理治療

心理治療を通して、児童が自分自身の問題に向き合い、情緒的開放を促進し、自己治癒力を高め、社会適応を図ります。

● 精神科医による面談

児童の反応や行動・表情などの観察を行い、問題等の診立て（悩み・不適應の本質の分類）を行う。

- 《効果》 児童の多面的な情報収集（主訴等）
心理療法や支援全般における助言 等
- 《頻度》 入所時、月1回程度（児童の状況による）

● セラピストによるカウンセリング

児童の思っていること、心の深いところにある日頃は気づいていない思いを言葉のやり取りを通して整理し、克服できるよう、セラピストと一緒に考える。

- 《効果》 理解されることによる安心感、自己治癒力の向上 等
- 《頻度》 週1回程度

● プレイセラピー（遊戯療法）

遊びを通じ、心の世界を表現させる。心を言葉で表現することが得意でない児童のメッセージを受け止め、対話を行う。様々な感情を整理し、適応へつなげる。

【取組例】 絵画、音楽、箱庭療法 等

- 《効果》 表現力・安心感・自己治癒力の向上 等
- 《頻度》 週1回程度

● SST(ソーシャルスキルトレーニング)

社会生活や対人関係を営んでいくために必要な技能を学ぶ、対人関係・生活トレーニング。児童のできることを増やし、より生活しやすくなることを目的に実施する。

【取組例】 園外買物体験、SNS利用講座 等

- 《効果》 退所後の社会生活への対処能力の向上、コミュニケーション能力の向上 等
- 《頻度》 週1回程度（園外は2か月に1回程度）

- 家庭への一時帰省

家族から離れて生活している児童が、家庭での居場所を確保する。児童の成長を家族とともに感じ、セラピストが状況を確認することで、課題を再確認する。

《効果》 家庭での居場所の確保、家族関係の修復 等
《頻度》 月2回程度

- 保護者会(保護者カウンセリング)

家庭環境や親子関係等の改善のため、保護者来園のもと、保護者の不安や悩みを聞き取るカウンセリングを実施する。

《効果》 保護者との連携強化、児童を含めた家庭全体の環境改善 等
《頻度》 月2回程度

- アフターケア

学内で健やかに成長した児童であっても、退所後ギャップにより社会で孤立し、苦境に陥ってしまうことがないように、アフターケアを行う。

【取組例】 家庭・施設への訪問カウンセリング、学校訪問(教員助言) 等
《効果》 退所後の困難や戸惑いの軽減・解消、安心感の向上 等
《頻度》 原則退所後1年程度

② 生活指導

集団生活の中で安定した生活リズムの定着や、児童の健全な成長、他者との良好な関係の構築等を図ります。

- 基本的な生活習慣の定着

集団の中で適応していくことが苦手な児童に対し、発達状況に応じた規則正しい生活習慣の定着を図ることで、他者との触れ合いによる自己肯定感や、規範意識の向上を図る。

- 円滑な対人関係の構築

集団活動(行事・グループワーク)を通じて、協調性を養い、健全な集団形成の中で、対人関係の構築を図る。

【取組例】 身体機能の改善(バレーボール等)、社会活動体験(買物、公共交通機関利用等)、みほりんピック(レクリエーション)、園内夏祭り、クリスマス会 等

- 食育

通常の食事のほかに、外食や行事食を通して、好き嫌いなくバランスの良い食事を摂ることや、食事のマナーについて支援・指導を実施。併せて、調理に携わる人に対する感謝の気持ちを養うとともに、栄養に関する基礎知識等を学習する。

③ 学校教育

入所児童は、全員みほり分校へ転入し、心理治療や生活指導と緊密に連携しながら、きめ細かい教育・支援を実施します。

● みほり分校の教育の特色

児童生徒一人一人が、「わかる喜び」を味わえるように、教材に工夫を凝らし、個に応じた学習ができるよう配慮して実施する。

● 少人数クラス、T・T(チームティーチング)、習熟度別クラス

各学級は6人以下の少人数で構成されている。児童生徒の学習の進み具合に応じて、T・Tや習熟度別クラスで小グループ、個別によるきめ細かい支援を実施する。

● 体験学習の重視

体験学習を多く取り入れ、総合的に「生きる力」の育成に取り組む。

【取組例】環境学習、職場訪問、乳幼児との触れ合い、修学旅行、自然体験 等

④ その他

みほり学園の自主事業として、小・中学生や保護者を対象とした外来相談や地域住民との交流行事の開催等に取り組んでいます。

● 外来相談の受付

不安や困りごとを抱えている児童や保護者が、気軽にみほり学園のセラピストに相談できる体制を整え、カウンセリングや相談窓口の案内等を実施。

《対象》 県内の小・中学生及び保護者

《内容》 児童の個別面接（カウンセリング、プレイセラピー）保護者の相談受付 等

《受付時間》 月～金曜日 13：00～17：00（事前予約制）

《費用》 無料

● 地域住民等との交流行事

◇地域ふれあい1日キャンプ

みほり学園の児童や職員と地域の自治会・子ども会やゲートボール同好会を招待し、地域交流・三世代間交流を深めるために開催。

飯ごう炊飯やレクリエーション、ゲートボールを行うとともに、敷地内にテントを設営し、宿泊体験も併せて実施。（※昨年度は中止）

◇体育館の開放

みほり学園の体育館を、利用を希望する地域住民に開放。

(3) 入退所状況

① みほり学園の入所児童の抱える課題

みほり学園の入所児童が抱える課題は、複雑・多様化が進んでいます。昭和47年の施設開園当初は、不登校が主でしたが、現在は、発達障害や被虐待が7割程度を占めており、心理療法の必要性が増しています。

■入所児童の主訴とする入所理由の年度別推移

年度	不登校	軽度発達障害	被虐待
平成30年度	12%	62%	74%
令和元年度	10%	87%	74%
令和2年度	0%	72%	80%
令和3年度	5%	82%	82%
令和4年度	4%	70%	66%
令和5年度	4%	79%	46%

② 入所児童数の推移

みほり学園の入所児童数は、最近は年間を通じて20～30人程度で推移しています。また、男女比は、男児が6～7割程度、女児が3～4割程度で推移しており、小中学生比は、小学生が3～4割程度、中学生が6～7割程度で推移しています。

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
4月	32	39	38	36	31	25	23	20	20	19	
5月	31	43	37	35	31	26	22	20	22	19	
6月	32	44	38	34	32	27	21	21	21	20	
7月	32	48	39	36	33	30	21	20	21	20	
8月	32	48	37	36	33	31	21	22	21	20	
9月	36	48	39	37	33	31	21	24	22	20	
10月	38	47	40	38	33	32	22	25	22	20	
11月	38	47	40	39	34	31	22	25	22	20	
12月	43	45	40	39	34	31	23	25	23	22	
1月	45	46	41	39	34	31	24	25	23	22	
2月	46	46	42	39	34	31	24	25	24	23	
3月	47	49	43	39	34	31	24	26	24	24	
3月における児童の内訳	男	22	24	23	24	21	23	19	18	15	14
		46.8%	49.0%	53.5%	61.5%	61.8%	74.2%	79.2%	69.2%	62.5%	58.3%
	女	25	25	20	15	13	8	5	8	9	10
		53.2%	51.0%	46.5%	38.5%	38.2%	25.8%	20.8%	30.8%	37.5%	41.7%
	小学	21	25	22	13	13	10	7	7	10	10
		44.7%	51.0%	51.2%	33.3%	38.2%	32.3%	29.2%	26.9%	41.7%	41.7%
	中学	26	24	21	26	21	21	17	19	14	14
		55.3%	49.0%	48.8%	66.7%	61.8%	67.7%	70.8%	73.1%	58.3%	58.3%

③ 入所児童の状況

入所する児童は、最近は5～10人程度で推移しています。また、入所前は家庭で生活していた児童が多くなっています。

学 年	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	
小1	1	3					1				
小2	4	2							2	1	
小3	2	1	2	1		1		2	1		
小4	2	3	2		2	1			1	1	
小5	2	3	1	2		1		2	1	1	
小6	2		2	1	3	4	2	4	1	1	
中1	1	1	3	2	1	1	2			2	
中2	2	3	4	2		2				2	
中3	1			1							
合 計	17	16	14	9	6	10	5	8	6	8	
入 所 前 の 住 居	他施設	5 29.4%	2 12.5%	1 7.1%	2 22.2%	4 66.7%	3 30.0%	1 20.0%	3 37.5%	0 0%	2 25%
	家庭	12 70.6%	12 75.0%	13 92.9%	7 77.8%	2 33.3%	6 60.0%	4 80%	4 50.5%	6 100%	6 75%
	病院	0 0%	2 12.5%	0 0%	0 0%	0 0%	1 10.0%	0 0%	1 12.5%	0 0%	0 0%

④ 退所児童の状況

退所する児童は、最近は10人程度で推移しています。また、退所後の住居は家庭や他施設が多くなっています。

学 年	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	
小1											
小2	1		2								
小3				1						1	
小4			2		1						
小5			1	2	1						
小6		10	1		4	1		2			
中1				1				1	1	1	
中2	1		1			1	2			1	
中3	11	7	8	10	8	10	6	6	6	7	
合 計	13	17	15	14	14	12	8	9	7	9	
退 所 後 の 住 居	他施設	7 53.8%	10 58.8%	6 40.0%	5 35.7%	5 35.7%	7 58.3%	5 62.5%	7 77.8%	3 42.9%	6 66.7%
	家庭	6 46.2%	7 41.2%	9 60.0%	9 64.3%	9 64.3%	4 33.3%	3 37.5%	2 22.2%	4 57.1%	3 33.3%
	病院	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

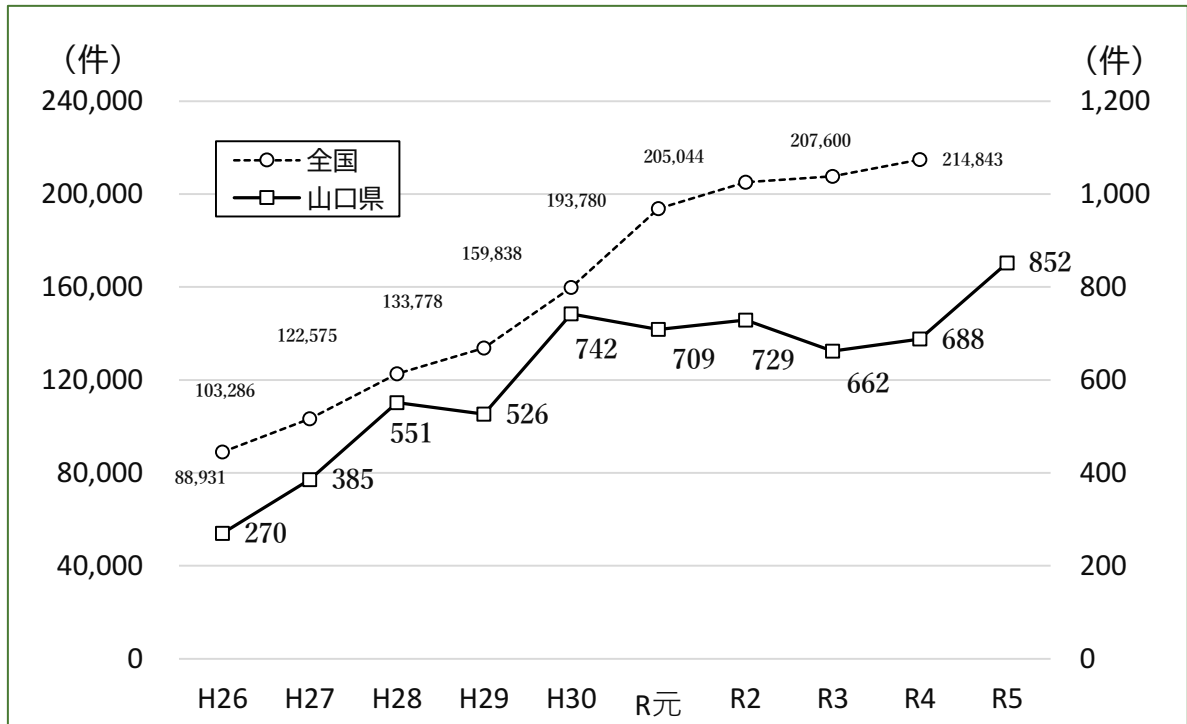
(4) 社会情勢

① 児童虐待相談対応件数の推移

全国の児童相談所が対応した令和4年度の児童虐待相談対応件数は20万件を超え、増加傾向が続いており、本県においても、最近では600～800件台と非常に高い水準で推移するなど、依然として深刻な状況にあります。

また、種類別では、心理ケアの必要性が高い、心理的虐待の割合が高くなっています。

■全国及び本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数



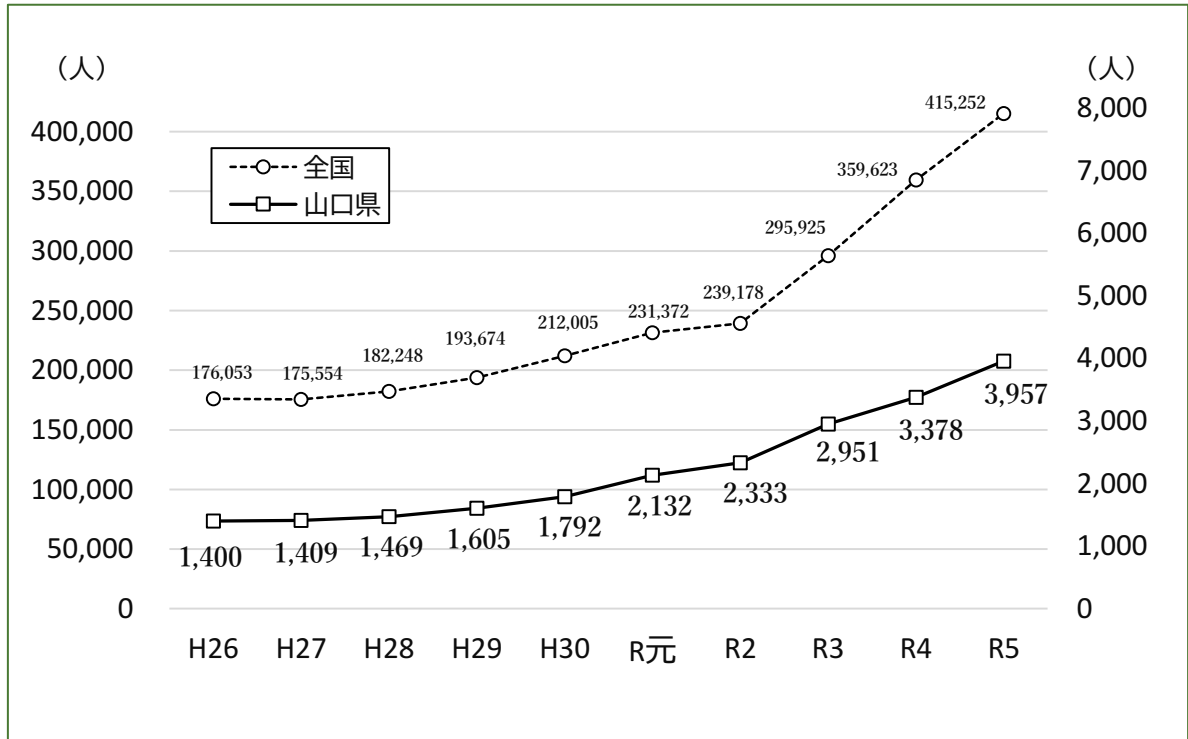
■本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の種類別内訳

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	79 29.3%	106 27.5%	138 25.0%	137 26.0%	239 32.2%	215 30.3%	232 31.8%	196 29.6%	216 31.4%	292 34.3%
ネグレクト	76 28.1%	88 22.9%	102 18.5%	107 20.3%	129 17.4%	135 19.0%	113 15.5%	98 14.8%	112 16.3%	116 13.6%
性的虐待	7 2.6%	6 1.6%	8 1.5%	4 0.8%	3 0.4%	11 1.6%	15 2.1%	8 1.2%	12 1.7%	11 1.3%
心理的虐待	108 40.0%	185 48.0%	303 55.0%	278 52.9%	371 50.0%	348 49.1%	369 50.6%	360 54.4%	348 50.6%	433 50.8%

② 不登校児童生徒数の推移

不登校の児童生徒数については、全国及び本県で増加傾向にあります。

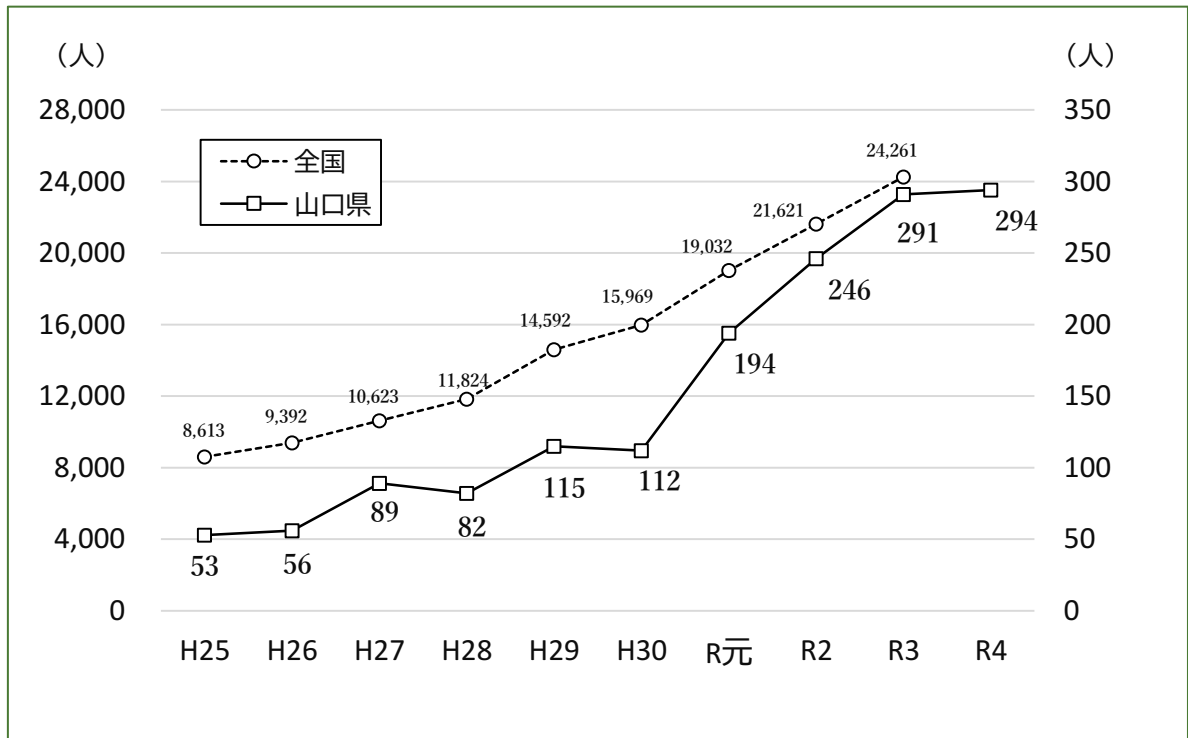
■全国及び本県における不登校児童生徒数の推移



③ 情緒障害児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒のうち、情緒障害のある児童生徒数は、全国及び本県で増加傾向にあります。

■全国及び本県における情緒障害児童生徒数の推移



(5) 国の動向や各種計画等との整合性

① 国の主な動向

児童福祉法の改正等の国の動向、県の各種計画等との整合性を図りながら、みほり学園が、将来にわたり、本県の児童心理治療の拠点としての役割をしっかりと果たすことができるよう、一層の機能強化を図っていきます。

【国の動向(主なもの)】

● 平成28年6月3日公布「児童福祉法等の一部を改正する法律」

児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化し、国及び地方公共団体は、児童を家庭で養育することが適当でない場合は、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとされた。

● 平成29年8月2日公表「新しい社会的養育ビジョン」

改正児童福祉法の理念を具現化するため、厚生労働省の有識者会議が取りまとめたもので、子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革として、全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化・地域分散化等を実現していくとされた。

● 令和5年6月13日公表「こども未来戦略方針」

こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図るとされた。

② 県の主な計画

● やまぐち未来維新プラン(令和4年12月)

Ⅲ 生活維新 ⑩結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクト

【困難を有する子どもへの支援の充実】

- ・児童虐待防止対策の推進
- ・社会的養育の充実
- ・子どもが健やかに育つ環境づくり

● やまぐち子ども・子育て応援プラン(令和2年3月)

■困難を有する子どもへの支援

- ・児童虐待防止対策の推進
- ・社会的養育の推進

● 山口県社会的養育推進計画(令和2年3月)

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

● 山口県公共建築物個別施設計画(令和3年3月)

■財政上の健全性を維持し公共建築物の計画的かつ効率的な施設整備を行うための計画

3. 既存施設の現状と課題

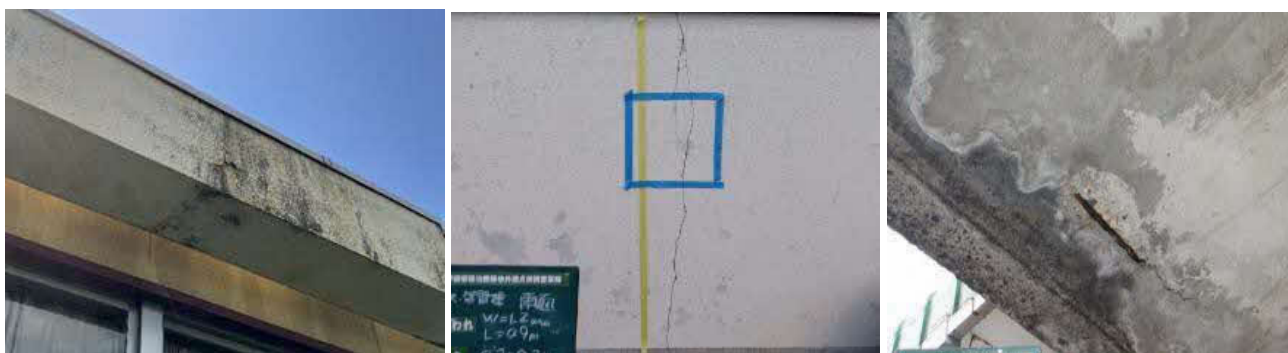
(1) 施設・設備の老朽化及び狭隘化

みほり学園については、計画的に修繕を実施するなど、施設の適切な維持管理に努めてきましたが、建設後50年が経過し、経年劣化等の影響で、建物の補修や設備の修繕が必要な箇所が増えています。

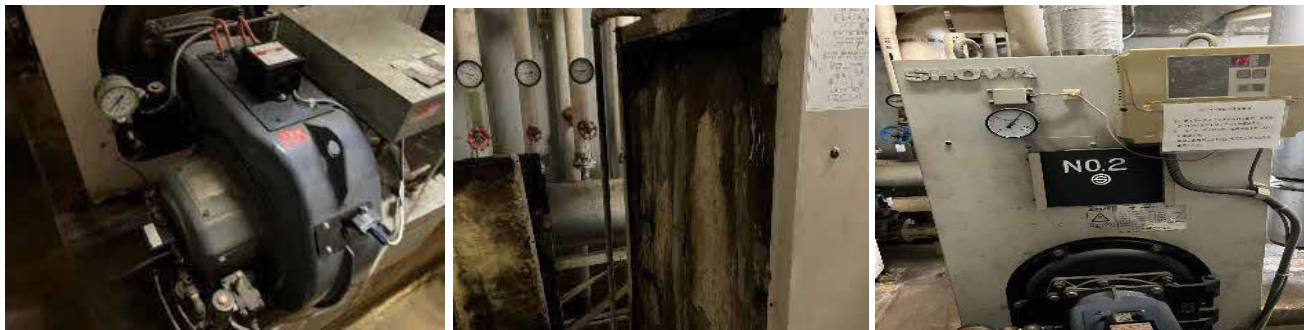
また、対象児童が中学生まで拡大したことや、児童の体格が大きくなるとともに職員数も増加したこと等に伴い、各諸室は狭隘化しています。

■補修や修繕が必要な個所や各諸室の狭隘化の例

○外壁の劣化



○暖房用ボイラーの故障（昭和59年製）※修理済み



○各諸室の狭隘化



【医務室】

【食堂(会議室兼用)】

【職員室】

(2) 入所児童のプライバシー確保

みほり学園については、建設後50年以上が経過し、個室として整備された居室がないなど、入所児童のプライバシー確保の面が課題となっています。

多様な課題を抱える入所児童に、よりきめ細かく対応するためには、プライバシーが確保できる居室や個別対応ができる専用室の設備が必要です。

■入所児童の居室の状況



【児童の居室①和室】



【児童の居室②洋室】

(3) 入所児童の体格に応じた空間の確保

みほり学園建設当初は、小学生のみが受入対象であったため、施設内の什器は小学生の利用に対応したものが整備されています。



【高さの低い造作家具】



【小規模な2段ベッド】

(4) 快適な生活環境の確保

現施設は、分棟形式となっており、開放廊下で接続された施設構成となっていますが、各棟同士の往来が激しいため、日中のほとんどの場面で、出入口の扉が開放されています。

建物は断熱性能に乏しいため、冬季の寒さが厳しい敷地において、屋内が屋外化している状態です。



【各棟間は屋外廊下で接続】

(5) 駐車場の不足

みほり学園は、開園当初、公共交通機関のアクセスが良いこと、職員は近隣に在住していたこと等を理由に、来園者用・職員用を含めて駐車場が20台程度しか整備されていません。

近年は、来園者の多くは自家用車を活用するとともに、対象児童が中学生まで拡大されたこと等により、福祉職員・教職員は市外居住者を含めて増加したことから、駐車場が不足し、敷地内の空きスペース等を活用している状況です。

今後、切れ目ない支援を実施するための通所の導入や、専門性を高めるための外部人材との交流を行うためには、来園者用の十分な駐車スペースを確保する必要があります。

また、職員駐車場についても、児童の安全確保や安定的な運営のため、施設規模に見合った駐車スペースを確保する必要があります。



【駐車場は狭隘、スペース不足】



【建物間の空地への駐車が常態化】

(6) みほり学園周辺的生活道の狭隘化

みほり学園敷地の東側、南側及び西側は地域住民の方々が利用する県有生活道が設置されています。

また、東側と南側は車両が通行できるよう整備されていますが、道幅が一部狭くなっており対面通行が困難な状況です。

今後、来園者が増加すると、当該通路の通行量も増加することが想定され、地域住民の方々が安全に通行・生活するためには、道幅の拡幅等を検討する必要があります。

また、道幅の拡幅を行う場合は、将来的な車路空間と干渉する地上構造物（電柱、道路標識）や地下埋設物（下水配管等）の盛替え等が課題となります。



【生活道(敷地東側)】



【盛替えが必要な電柱(敷地東側)】



【生活道(敷地南側)】

4. 関係法令

みほり学園施設整備に関係することが想定される主な法令は以下のとおりです。関係法令を遵守しながら整備を進めます。

■主な関係法令の一覧

番号	項目	法令番号等
1	都市計画法	昭和 43 年法律第 100 号
2	下水道法	昭和 33 年法律第 79 号
3	宅地造成及び特定盛土等規制法	昭和 36 年法律第 191 号
4	景観法	平成 16 年法律第 110 号
5	水質汚濁防止法	昭和 45 年法律第 138 号
6	瀬戸内海環境保全特別措置法	昭和 48 年法律第 110 号
7	騒音規制法	昭和 43 年法律第 98 号
8	振動規制法	昭和 51 年法律第 64 号
9	建築基準法	昭和 25 年法律第 201 号
10	消防法	昭和 23 年法律第 186 号
11	屋外広告物法	昭和 24 年法律第 189 号
12	高圧ガス保安法	昭和 26 年法律第 204 号
13	ガス事業法	昭和 29 年法律第 51 号
14	水道法	昭和 32 年法律第 177 号
15	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	昭和 42 年法律第 149 号
16	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 年法律第 91 号
17	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	平成 27 年法律第 53 号
18	電気事業法	昭和 39 年法律第 170 号
19	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成 12 年法律第 100 号
20	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 12 年法律第 104 号

番号	項目	法令番号等
21	大気汚染防止法	昭和 43 年法律第 97 号
22	労働安全衛生法	昭和 47 年法律第 57 号
23	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	昭和 45 年法律第 20 号
24	児童福祉法	昭和 22 年法律第 164 号
25	食品衛生法	昭和 22 年法律第 233 号
26	学校教育法	昭和 22 年法律第 26 号
27	山口県建築基準条例	昭和 47 年 山口県条例第 42 号
28	山口市建築基準法施行細則	平成 17 年 山口市規則第 169 号
29	山口市下水道条例	平成 17 年 山口市条例第 208 号
30	山口市下水道条例施行規程	平成 21 年 山口市上下水道局規程第 17 号
31	山口市景観条例	平成 17 年 山口市条例第 205 号
32	山口県グリーン購入ガイド・公共工事地産地消推進モデル事業実施要領	平成16年9月28日(施行日)
33	労働安全衛生規則	昭和 47 年 労働省令第 32 号
34	石綿障害予防規則	平成17年 厚生労働省令第21号
35	危険物の規制に関する政令	昭和 34 年 政令第 306 号
36	山口市火災予防条例	平成 17 年 山口市条例第 226 号
37	山口県福祉のまちづくり条例	平成9年 山口県条例第1号
38	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年 山口県条例第 3 号
39	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	平成 24 年 山口県規則第 8 号
40	児童福祉施設条例	昭和 39 年 山口県条例第 26 号

番号	項目	法令番号等
41	食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例	平成 12 年 山口県条例第 7 号
42	食品衛生法施行細則	昭和 48 年 山口県規則第 10 号
43	学校給食衛生管理基準	平成 21 年 文部科学省告示第 64 号
44	特別支援学校設置基準	令和 3 年 文部科学省令第 45 号

第 2 章 必要な機能と整備方針

1. 基本理念・コンセプト

(1) 基本理念

みほり学園が将来にわたり本県の児童心理治療の拠点としての役割をしっかりと果すことができるよう、4つの柱を基本方針(コンセプト)とした施設整備を行う。

(2) コンセプト

みほり学園の機能強化を図るため、以下の4つの柱を施設整備の基本方針とします。

① 心理治療を必要とする子どもに対する切れ目ない支援の実施

- 入所に加え、通所や外来相談による切れ目ない支援の実施
- 施設を退所した子どもに対するアフターフォローの実施
- 児童養護施設や里親に措置されている子ども等も対象とした支援

② 支援を受ける子どもの治療環境の充実

- 良好な家庭的環境を目指した小規模な生活単位の設定
- 子ども等の意見を取り入れた施設整備

③ 子どもと親の両方を対象とした家族療法の実施

- 家族療法のための専用室等の整備
- レスパイトや遠方からの通所支援を利用する際の宿泊等への対応

④ 心理治療の基盤となる専門人材に対する支援体制の構築

- 職員の専門性を高め、個人に問題を抱え込ませない支援体制の構築
- 専門人材の確保・育成に向けた機能的な施設整備

(3) 具体的な機能強化の内容

① 心理治療を必要とする子どもに対する切れ目ない支援の実施

1) 入所に加え、通所や外来相談による切れ目ない支援の実施

- ・心理治療を必要とする子どもが抱える多様な課題に的確に対応し、家庭環境等に応じた支援ができるよう、新たに通所による支援を実施

2) 施設を退所した子どもに対するアフターフォローの充実

- ・切れ目ない支援となるよう、通所による支援や外来相談は、施設を退所した子どもに対するアフターケアなど、高校生年代の子どもも対象として実施

3) 児童養護施設や里親に措置されている子ども等も対象とした支援

- ・児童養護施設や里親に措置されている子どもにも心理治療のニーズがあることを踏まえ、通所による支援は、他施設や里親への措置児童等も対象として実施
- ・通所や外来相談により、子どもの多様な治療ニーズに応じた支援ができるよう、新たな施設には必要な数の相談室や心理療法室等を整備

【施設整備の内容】

○ 通所児童用の専用室の整備【通所専用のカウンセリングルーム・心理検査室】

入所児童の活用に捉われず、通所児童の支援が可能となるように、通所児童専用のカウンセリングルームと心理検査室を整備します。

○ 施設規模に対応した必要な数の専用室の整備【医務室、診察室、カウンセリングルーム等】

入所・通所児童や保護者の多様なニーズに対応できるようカウンセリングルーム等を複数設置するとともに、医務室と診察室を別々にすることで支援の充実を図ります。

② 支援を受ける子どもの治療環境の充実

1) 良好な家庭的環境を目指した小規模な生活単位の設定

- ・子どもができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、原則6人以下の子どもと職員が生活単位を構成する小規模ユニットを整備
- ・児童居室は、子どものプライバシーを確保するとともに、自主的な活動を促進し、状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、個室を基本として整備

- ・低年齢児童や兄弟等の理由で2人部屋等を希望する子どもに対応できるよう、児童居室は、個室に加え、複数人で生活ができる居室を整備

2) 子ども等の意見を取り入れた施設整備

- ・施設整備に当たっては、支援を受ける子どもや家族、支援者等の意見を取り入れた施設を整備
- ・子どもや関係者から要望の強かった子どもの自由な発想で、運動や文化芸術活動をすることができる部屋を設置
- ・施設で生活する子どもが日常生活において感じる心理的負担が軽減されるよう、暖かな色彩や明るく開放的な空間デザインを採用

【施設整備の内容】

○ 小規模ユニットの整備(居室は原則個室)

プライバシー確保やゆとりある良好な家庭的環境において養育されるよう、児童の生活空間は定員6名以下の小規模ユニット制とし、居室は原則個室化（一部2人部屋（間仕切りにより個室に変容可））します。

○ 運動用プレイルーム、文化芸術用プレイルームの整備

子どもの自主的な活動を促進し、運動や文化芸術分野の技術向上を図るとともに、施設の閉塞感を解消するため、簡易なスポーツ等ができる運動用プレイルームや音楽等を楽しむことができる文化芸術用プレイルームを整備します。

○ 生活空間の木質化等による暖かな色彩や明るく開放的な空間デザイン

児童の心理的負担が軽減されるよう、生活空間を木質化するなど、暖かな色彩による開放的な空間デザインを取り入れます。

③ 子どもと親の両方を対象とした家族療法の実施

1) 家族療法のための専用室等の整備

- ・子どもと親の両方を支援し、問題の解決や緩和ができるよう、親子が一時的に滞在して生活できる家族療法のための専用室を整備

2) レスパイトや遠方からの通所支援を利用する際の宿泊等への対応

- ・家族療法のための専用室は、みほり学園が関わる子どもや保護者のレスパイトや遠方から通所支援を利用する際の宿泊等にも活用

【施設整備の内容】

○ 家族療法室の整備(レスパイト等の宿泊にも活用)

入所前の児童の不安や退所後の円滑な親子生活、親子間のみでは把握が困難な課題のアセスメントなど、親子の不安の軽減・解消や適切な支援方法を検討するため、施設内において親子のみで寝食を可能とする家族療法室（台所・風呂・トイレ付）を整備します。

また、みほり学園が関わる子どもや保護者の負担軽減や遠方者の通所利用の促進を図るため、家族療法室をレスパイト等の宿泊にも活用します。

④ 心理治療の基盤となる専門人材に対する支援体制の構築

1) 職員の専門性を高め、個人に問題を抱え込ませない支援体制の構築

- ・職員個人に問題を抱え込ませない支援体制の構築に向け、定期的に外部の専門家による研修やスーパーバイズが受けられるよう、施設には研修室を整備
- ・研修室を活用して、児童福祉だけでなく、障害福祉や老人福祉、医療関係、教育等の他分野の関係者との合同研修等も開催し、外部の専門人材との交流を活性化
- ・みほり学園の職員が持つ専門性を地域に還元できるよう、研修室は、親子が参加できる子育て教室などの予防的観点の取組にも活用

2) 専門人材の確保・育成に向けた機能的な施設整備

- ・職員のコミュニケーションを活性化し、職員が働きやすい職場となるよう、フリーアドレス化やミーティングルームの設置等による機能的な職員室を整備

【施設整備の内容】

○ 児童心理治療の拠点として専門研修等を実施する研修会議室の整備

児童心理治療の拠点として、定期的に外部の専門家による研修等が受けられる研修会議室を整備します。

また、児童福祉だけでなく、他分野の関係者との合同研修にも活用し、外部の専門人材との交流を活性化することで、更なるスキルアップを図るとともに、親子が参加できる子育て教室等にも活用することで、みほり学園の専門性の地域還元を行い、地域に愛される施設づくりに取り組みます。

○ 事務室のフリーアドレス化

職員個人が問題を抱え込まないよう相談しやすい体制をソフト・ハード両面から構築するために、事務室をフリーアドレス化し、事務室内に小ミーティングスペースを確保します。

○ 職員ケアに必要な諸室の整備

職員が働きやすい職場となるよう、仮眠室や職員用シャワー室を設置するなど、職員の負担を緩和する執務環境の充実整備を行います。

2. 施設整備に向けた基本事項

(1) 施設定員

- ① 入所定員 :35人(小中学生を対象)
- ② 通所定員 :15人(小中学生及び高校生年代を対象)

本県における児童数は減少傾向にあり、最近のみほり学園の入所児童数は20人から30人程度にとどまっていますが、将来にわたり、子どもが抱える多様な課題に的確に対応しながら、心理治療を必要とする子どもに対する切れ目ない支援が実施できるよう、持続可能な児童心理治療体制を確保する必要があります。

このため、新たな施設の定員については、通所による支援にも取り組みながら、子どもの心理治療のニーズに十分に対応できるよう、本県と人口規模が同規模の県の状況等も踏まえ、入所定員を35人、通所定員を15人とします。

また、切れ目ない支援となるよう、施設を退所した子どもに対するアフターケア等を行うため、通所による支援は、高校生年代の子どもも対象とします。

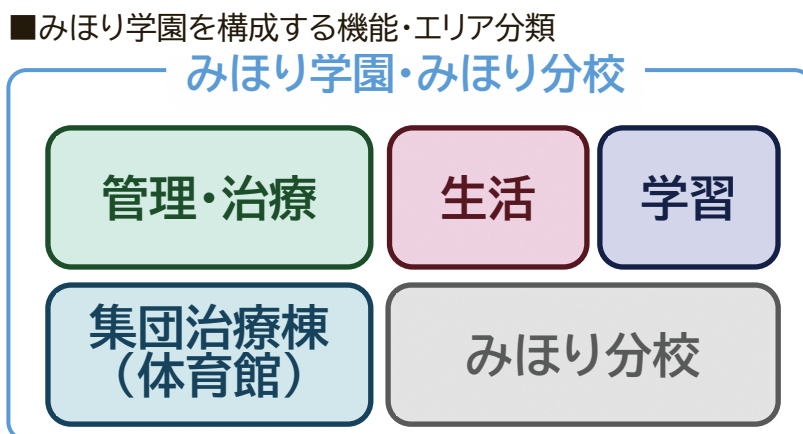
(2) 児童の状態像

家庭内の人間関係のもつれや、地域、学校での対人関係のゆがみによって生じた心理的な不安定状態等から情緒の健全な発達が阻害され、不適応を示している子どもを対象とします。

(3) 施設構成

① エリア設定の考え方

みほり学園を構成する機能は以下に大別されます。



※配置計画では各エリアを明快に区分してゾーニングを行います。

1) 管理・治療エリア

みほり学園とみほり分校の事務機能や通所・入所児童が利用する心理治療機能、家族療法のための機能が配置されるエリアです。

- ・外来相談や通所利用等、来園者の受付窓口となる事務室や、児童の食事を提供するための厨房が配置されます。
- ・エリア内には、入所児童のための心理治療諸室（カウンセリングルーム・集団遊戯室等）や、通所児童のためのカウンセリングルーム、更には家族療法室等を配置します。

2) 生活エリア

みほり分校での在校時間帯を除き、入所児童が多くの時間を過ごすエリアです。

- ・入所児童の生活空間として、小規模ユニット群を配置します。
- ・ユニット内には、児童の居室やリビング、キッチン、洗面室、トイレ等を配置します。
- ・各ユニットを見守るための職員用諸室（指導員室・仮眠室・トイレ等）を配置します。
- ・各ユニットの共用空間として、児童の運動用、文化芸術用プレイルーム等を配置します。

3) 学習エリア

児童が学習するためのエリアです。

- ・入所児童が学習する空間として、学習室を配置します。みほり分校との連携のため、みほり分校建物との配置関係に配慮して整備します。

4) 集団治療棟(体育館)エリア

児童の運動や行事活動、地域交流を行うエリアです。

- ・入所児童が運動や学校行事を実施するために集団治療棟（体育館）を整備します。地域住民との交流の場としても活用します。

5) みほり分校エリア

みほり学園に入所する児童が通学する山口総合支援学校みほり分校です。

- ・特別教室棟と新特別教室棟が分校エリアとして位置付けられます。これらの2棟は、既存建物をそのまま活用します。

(4) 施設整備方針

前提条件として、「現地建替え」「みほり分校建物の存置」を行うため、以下の方針により施設整備を行います。

① みほり分校建物の存置

みほり分校（特別教室棟・新特別教室棟）は、既存建物を存置し、みほり学園整備期間中も継続利用できるよう計画します。

② 集団治療棟(体育館)・グラウンドの継続利用

整備期間中も行事活動や体育授業、運動会等を継続的に実施し、児童が運動できる環境を確保できるよう、集団治療棟（体育館）は段階的に整備を行います。また、グラウンドについても可能な限りスペースを確保し継続利用できるよう計画します。

③ 仮設建物の設置

児童の安全を考慮するとともに、施設整備中の継続的な施設運用が可能となるよう、県有地を活用し、仮設建物を一時的に設置します。仮設施設は、段階的な整備を行う体育館を除く「管理・治療棟」「サービス学習棟」「寄宿舍棟1」「寄宿舍棟2」のすべての施設について整備します。

④ 敷地周辺的生活道の拡幅

みほり学園の東側及び南側の県有生活道については、地域住民の方々も今後も安全に通行できるよう、みほり学園建替えの外構整備に併せて、拡幅工事を行います。

⑤ 段階的な施設整備

児童の安全確保や生活に極力負担を生じさせないためには、施設を活用しながら施設整備を行うことができるよう、段階的に整備を行う必要があります。

主な整備工程は以下のとおりとなる見込みです。

- ①仮設建物の整備+駐車場の整備 → ②既存建物の解体 → ③新施設（本体）の整備
- ④集団治療棟（体育館）の整備 → ⑤既存集団治療棟（体育館）の解体
- ⑥外構・生活道の拡幅等

(5) 周辺敷地の活用方針

① 大内寮跡地

1) 工事中

敷地と隣接関係にあり、既存建物を存置するみほり分校とも近接する立地を活かし、仮設建物の建設エリアとして活用します。

2) 工事後

工事後は、みほり学園の敷地として活用し、新たな集団治療棟（体育館）を設置することで、工事期間中も含めて、常時、体育館が使用できるよう整備します。

② 中央児相跡地

1) 工事中

仮設建物整備後は、分校及び体育館を除く建物が解体されるため、現在の駐車場・駐車スペースとして活用されている場所は工事エリアとなります。

整備工程の全過程において、職員駐車場及び来園者の駐車場を確保する必要があるため、中央児相跡地は、臨時駐車場として活用します。

2) 工事後

中央児相跡地は、みほり学園の敷地より 1.5m程度高台にあり、建物を建設すると、みほり学園が一望でき外部からの視線にさらされるため、児童の落ち着いた生活に支障が生じることとなります。

高台かつ南向きに中央児相跡地が配置されていることから、建物を建設せずに活用することで、外部からの視線防止に加えて、みほり学園が日当たり良く開放的な生活空間を確保することができます。

また、通所の導入や外部の専門人材等との交流により、来園者用駐車場の拡充を図る必要があることから、みほり学園の充実した運営を図るとともに、将来に渡って、みほり学園の敷地が明るく開放的な環境となるよう、工事後においても駐車場として活用します。

第3章 施設計画

1. 施設規模

(1) 延べ面積

① 施設規模の考え方

整備後の施設規模は、各種ガイドライン及び基準を踏まえるとともに、現状の利用実態や先進事例を踏まえた規模とします。

② 必要施設規模

施設規模の考え方を踏まえて算出した整備後の想定施設規模（延床面積）は約 3,500 m² とします。（※存置するみほり分校は除きます）

(2) エリア別床面積

エリア別の床面積見込みの内訳は以下のとおりです。各エリアの整備諸室と想定面積の一覧は次ページ以降に記します。

■エリア別床面積見込みの内訳

番号	エリア名	床面積小計(m ²)
1	管理・治療エリア	1,270
2	生活エリア	1,250
3	学習エリア	260
4	集団治療棟エリア	420
5	その他倉庫など	300
床面積の合計		<u>約 3,500 m²</u>

※小計値は、基本計画段階の試算であり、今後の設計で変更することがあります。

(3) 駐車場・駐輪場

① 駐車場

通所の導入や、外部の専門人材との交流の活性化等を図るため、来園者用駐車場を 50～60 台程度確保するとともに、職員駐車場においても職員数に応じた規模を確保します。

② 駐輪場

駐輪場は現状の利用実態を考慮し、5 台程度のスペースを確保します。

(4) 諸室面積一覧

■各エリアの整備諸室と想定面積一覧

※室面積は基本計画段階の試算であり、今後の設計で変更することがあります。

※機械諸室、倉庫や共用部等は含まれていません。

エリア名	室名	面積(m ²)	室数	小計(m ²)
管理・治療エリア	事務室	173	1	173
	園長室	25	1	25
	宿直室	10	1	10
	湯沸室	10	1	10
	職員更衣室(男)	9	1	9
	職員更衣室(女)	9	1	9
	研修会議室	72	1	72
	職員トイレ(男)	10	1	10
	職員トイレ(女)	15	1	15
	多目的トイレ	5	1	5
	調理室	40	1	40
	洗浄室	10	1	10
	検収室	6	1	6
	下処理室	10	1	10
	食品保管庫	10	1	10
	栄養士室	7	1	7
	厨房控室	10	1	10
	調理員更衣室(男)	4	1	4
	調理員更衣室(女)	4	1	4
	厨房トイレ(男)	2	1	2
	厨房トイレ(女)	2	1	2
	食堂	75	1	75
	家族療法室	20	2	40
	トイレ(家族療法室)	2	2	4
	洗面・脱衣室(同上)	4	2	8
	浴室(同上)	3	2	6
	医務室	20	1	20
	診察室	15	1	15
	集団遊戯室	30	1	30
	個人遊戯室	20	1	20

エリア名	室名	面積(m ²)	室数	小計(m ²)
管理・治療エリア	心理検査室(入所)	12	1	12
	心理検査室(通所)	12	1	12
	観察室	6	1	6
	カウンセリングルーム	14	2	28
	カウンセリングルーム(通所児童)	14	1	14
	トイレ(男子児童)	15	1	15
	トイレ(女子児童)	15	1	15

エリア名	室名	面積(m ²)	室数	小計(m ²)
生活エリア	居室(個室)	10	23	230
	居室(2人部屋)	20	6	120
	リビング・ダイニング	38	6	228
	キッチン	7	6	42
	浴室用脱衣所	3	12	36
	浴室	3	12	36
	洗面室	2	6	12
	児童用トイレ	2	12	24
	用具庫	2	6	12
	クールダウン室	5	3	15
	静養室	9	3	27
	トイレ(静養室用)	2	3	6
	US [※] (静養室用)	2	3	6
	指導員室	28	3	84
	職員控室(仮眠室)	14	2	28
	職員控室(脱衣所)	2	2	4
	職員控室(US [※])	2	2	4
	職員トイレ	2	2	4
	洗濯・乾燥室	20	1	20
	工作室	35	1	35
プレイルーム(運動)	40	1	40	
プレイルーム(芸術)	25	1	25	

※US ユニットシャワー

エリア名	室名	面積(m ²)	室数	小計(m ²)
学習エリア	学習室	38	4	152
	コンピューター室	21	1	21
	男子トイレ	12	1	12
	女子トイレ	12	1	12

エリア名	室名	面積(m ²)	室数	小計(m ²)
集団治療棟エリア	体育館	384	1	384
	体育器具庫	20	1	20
	男子トイレ	2	1	2
	女子トイレ	2	1	2

(5) 仮設建物の規模

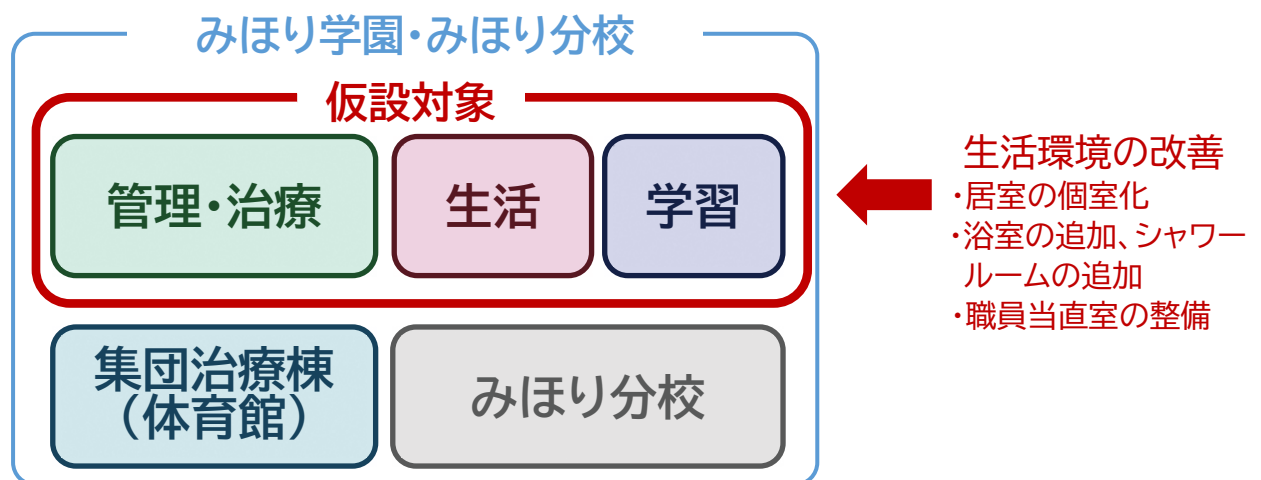
① 建設条件

仮設建物の各室の面積は、原則、現行同等の規模・形態とし、敷地内での整備を可能とするとともに運用効率を高めるため、コンパクトな整備を行います。

ただし、早急に児童や職員の生活・執務環境を改善する必要がある設備については、仮設建物においても以下のとおり充実を図ります。

- ・児童の居室は、原則個室とし、個室（23室）、2人部屋（個室に変容可とする間仕切りを設置）（6室）を整備します。
- ・児童の浴室は、男女各1室の共同浴室に加え、個別シャワールームを男女1室ずつ整備します。
- ・職員の当直室（シャワールーム付き）を男女各1室整備します。

■仮設建物整備の考え方



② 床面積

仮設対象建物の床面積は、仮設対象建物や建設条件を踏まえ、約 1,900 m²とします。

2. 設備計画

(1) 電気設備計画の基本方針

① 安全性

- 1) 災害時等においても安定的に電力を供給できるよう、自家発電設備の設置を検討します。
- 2) 必要な諸室に、表示装置や呼出装置を設置し、利用者の安全に配慮します。

② 環境への配慮

- 1) 高効率変圧器やLED照明など、省エネ性能の高い機器を積極的に採用します。
- 2) 運用形態や時間に合わせた適切な照明ゾーニング制御や点滅制御を行います。
- 3) 太陽光発電設備や蓄電池など、自然エネルギーを活用するための設備の設置を検討します。

③ 維持管理への配慮

- 1) 長寿命化機器や維持管理の省力化ができる機器の採用により、ライフサイクルコストの縮減に配慮します。
- 2) 各設備の主装置類は集約配置し、維持管理が容易な機器構成とします。
- 3) 将来の機器更新のしやすさを考慮した配置計画とします。
- 4) 将来の負荷容量増加を考慮したケーブルサイズや予備回路を採用し、ゆとりある設備スペースとします。

④ 生活環境への配慮

- 1) 入所児童の生活空間となる玄関・居室等には暖かみのある色の照明を設置します。
- 2) 照明のまぶしさを抑制する器具を適切に配置し、児童が不快な思いをしないよう配慮します。
- 3) 居室・静養室・クールダウン室には、調光機能のある照明を設置します。

⑤ セキュリティへの配慮

- 1) 敷地外部からの防犯対策として、敷地出入口付近に防犯カメラを設置し、施設内の安全な生活環境を確保します。

⑥ 継続的な施設利用

- 1) みほり分校や集団治療棟(体育館)の継続利用が可能となるように、受変電設備の盛替えを行います。

(2) 機械設備計画の基本方針

① 安全性

- 1) 災害等における上水の確保を目的に、備蓄による水の供給が可能な施設とします。
- 2) 災害等における上水の確保は、井水の利用も検討します。

② 環境への配慮

- 1) 高効率熱源機の熱源システム等、省エネ性能の高い機器・システムを積極的に採用します。
- 2) 運用形態や時間に合わせた適切なゾーニングを行います。

③ 維持管理への配慮

- 1) 日常メンテナンスや改修・更新が容易なものとしてします。
- 2) 長寿命化機器や維持管理の省力化ができる機器の採用により、ライフサイクルコストの縮減に配慮します。

④ 生活環境への配慮

- 1) 耐久性・操作性及びメンテナンス性がよい機器を採用します。
- 2) 車いす等利用者や、調理室から各ユニットへの食事の配膳(配膳カート利用)に配慮して、エレベーターを設置します。

(3) ユニバーサルデザインの導入検討方針

- 1) 山口県福祉のまちづくり条例を遵守するとともに、利用者の状況や将来的な需要等を踏まえ、山口県公共建築物個別施設計画に沿って、ユニバーサルデザインの導入を検討します。

3. 構造計画

(1) 耐震安全性の目標

耐震安全性に係る重要度係数として、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に耐震安全性の分類に関する基準が示されています。

新施設は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「山口県公共建築物（保健・福祉施設）個別施設計画」に準じ、「社会教育施設、社会福祉施設として使用する施設」として、Ⅱ類・B類・乙類の耐震性能の目標を設定します。

■官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 (重要度係数：1.5)
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。 (重要度係数：1.25)
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。 (重要度係数：1.0)
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(2) 構造種別

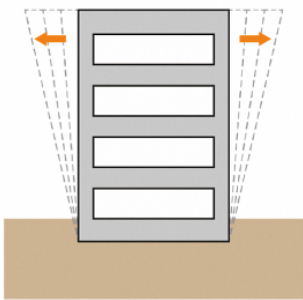
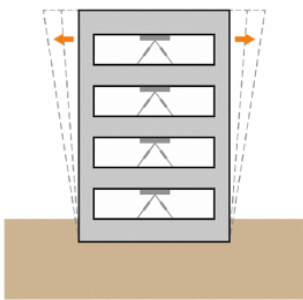
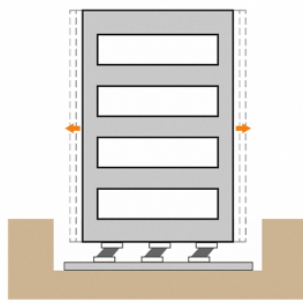
構造種別は、大規模災害時にも継続的に業務を行えるよう、耐火・耐震性能に優れている構造を採用することが望ましいと考えられます。

(3) 構造形式

新施設における構造形式としては、耐震構造、制振構造、免震構造が想定されます。

いずれの形式においても目標とする耐震性能を確保できますが、施設規模や施設特性を鑑み、新施設の構造形式は、耐震構造とします。

■耐震構造、制振構造、免振構造

形式	耐震構造	制振構造	免振構造
イメージ			
概要	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し柱、梁、壁などの構造体で耐える構造形式 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震構造に制振装置を設置し、地震力を低減して建物を守る構造形式 	<ul style="list-style-type: none"> 建物と地盤や土台との間に免震装置を設置し、建物の揺れを抑える構造形式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 3つの構造形式の中で最もコストは優位で、施工的にも一般的な技術水準 	<ul style="list-style-type: none"> 柱、梁の骨組みの損傷を抑えることができ、耐震構造よりやや揺れを抑えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の揺れ自体を吸収し、建物内部の設置物の被害も抑えられる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 地震時の揺れが大きく、家具や設備が転倒しないように固定しておく必要がある II類地震の場合、柱や梁などの躯体を大きくすることや、バランスよく耐震壁を設ける等、平面計画上の調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 制振装置を設置するためのイニシャルコストがかかる 建物が揺れて、それを吸収する装置なので、高層ビルなどに適しており、低層では効果が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 免震装置および免震層のイニシャルコストがかかり、工事工期も長くなる 低層の場合は特に全体における免震層の割合が高く、コスト増分は大きい

4. 管理運営計画

(1) 児童の見守り

① 職員間の連携

各エリア間やユニット間等において、職員間での強い連携・応援体制を構築することができるよう、利用動線の短いコンパクトな施設となるよう整備します。

② 見守りやすい施設計画

共用廊下等、施設内は、極力死角を設けないように配慮し、職員が児童を見守りやすい環境を整備します。

(2) 光熱水費の管理

管理者の異なるみほり分校との光熱水費の利用料金の内訳が明確となるように、子メーターを適切に設置します。

(3) 防犯対策

外部からの侵入や視線防止を図るため、東側及び南側のフェンスを更新するとともに、敷地外周部や施設出入口に監視カメラ等を設置します。

(4) 備品計画

① 仮設建物における備品

仮設建物に必要な備品は原則、既存建物で使われているものを移設し継続利用します。

② 新施設整備後の備品

新たな施設における備品は、職員の利便性や、家庭的な雰囲気を感じることできる備品を適切に整備します。

みほり学園の機能強化に伴い新設する諸室には適宜必要な備品を整備します。

(各プレイルーム備品、事務室のフリーアドレス対応什器等)

5. 省エネルギー対策

敷地特有の自然エネルギーを活用し様々な省エネ技術を導入することで、快適な室内環境を実現すると共に、建物で消費するエネルギー量を削減する環境にやさしい施設とします。

(1) 自然エネルギーの活用

① パッシブデザイン

- ・自然採光や自然通風を積極的に行う計画とします。

② 太陽光パネル

- ・県の方針に基づき、太陽光パネルや蓄電池の設置を検討します。

③ 井水利用

- ・井水の利用した設備方式の導入可能性を検討します。

(2) 省エネルギー技術の導入

① LED 照明

- ・照明器具は消費電力の少ない LED 器具の採用や人感センサーを設置することにより、消費電力の削減を図ります。

② 高効率機器

- ・高効率機器の採用により、電力消費量を軽減します。

③ 外皮性能向上

- ・断熱性能が高い外壁やガラスの採用により、熱負荷を軽減します。
- ・夏期における建物に対する日射を抑制する庇やルーバー等の最適な配置を検討します。

6. 配置計画

(1) ゾーニングの考え方

① 管理・治療エリア

- ・管理・治療エリアは、みほり学園の総合窓口として、外部からアクセスしやすい北側に面するように配置します。
- ・厨房への食材等の搬入口については、衛生管理上に支障のないよう配置します。

② 生活エリア

- ・生活エリアは、車等の騒音や児童のプライバシーの確保、落ち着いた生活環境を築くことができるよう、既存施設同様に南東側に配置します。

③ 学習エリア

- ・学習エリアは、分校との連携が可能となるよう、みほり分校と近接して配置します。
- ・建物配置は、既存建物への建築基準法の遡及がないように留意し、適切な離隔距離を確保して配置します。

④ 集団治療棟(体育館)エリア

- ・集団治療棟は、児童が行事や授業に活用するとともに、地域サービスとして、地域住民の方々が活用できるよう施設開放しています。整備後も引き続き地域住民の方々が活用できるよう、施設の利便性と防犯面を考慮し、前面道路に面する敷地北側に配置します。

⑤ グラウンドエリア

- ・南西側については、県道194号に面しており交通量が多く騒音等が懸念されます。また、グラウンドでは児童が活発に運動を行うことから、地域住民の方々の日常生活にご負担をおかけしないよう配置する必要があります。そのため、交通騒音の緩衝地帯及び活発な運動機会の確保のため、グラウンドは現行どおり南西側に配置します。

⑥ みほり分校エリア

- ・みほり分校は建替えを行わないため、現在と同位置となります。みほり学園の整備中も継続的に利用することができる全体ゾーニングに配慮します。

(2) 施設ゾーニング

ゾーニングの考え方を踏まえ、完成後のゾーニングイメージは次のとおりです。
今後、本計画の基本方針等に基づき、詳細な検討を行うこととします。

■完成後のゾーニングイメージ図



(3) 動線計画

施設の動線計画は、以下に留意します。

① 職員動線の短縮化・効率化

- ・整備後にみほり学園の機能強化を十分に図ることができるように、施設全体に渡って職員動線の短縮化・効率化を図ります。
- ・エリア特性に留意し、管理・治療エリアと生活エリアは屋内で繋がる動線計画とします。
- ・管理・治療エリアと生活エリアの建物は、一体化又は2棟を屋内の渡り廊下で接続させる計画とします。

② 入所児童と通所児童の動線分離

- ・入所児童と通所児童が利用する管理・治療エリアは、入所と通所の動線を分離することに留意して整備します。

③ 歩車分離

- ・敷地内の安全性を確保するため、敷地出入口付近で歩車分離が可能となる配置・動線計画とします。

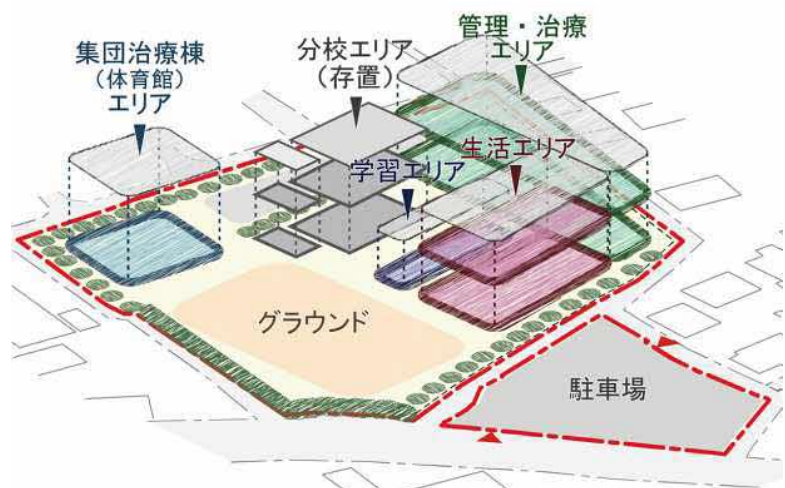
(4) 断面構成

- ・整備後の建物は、原則2階以下とします。
- ・分校エリアが建築基準法上の遡及を受けないように、各エリアと適切な離隔距離を確保します。

■整備後の階層イメージ



■整備後の立体イメージ



(5) 施工ステップ

みほり学園の整備工程は、仮設工事・解体工事・新築工事を段階的に行います。周辺通路の整備を含めた現時点での概略施工ステップ図は以下のとおりです。

■概略施工ステップ図

①仮設建物の建設+駐車場の整備



②既存建物の解体



③新施設(本体)の建設



④仮設建物の解体



⑤ 集団治療棟(体育館)の建設



⑥ 既存集団治療棟(体育館)の解体



⑦ 外構整備等(周辺フェンス含む)



第4章 概算事業費

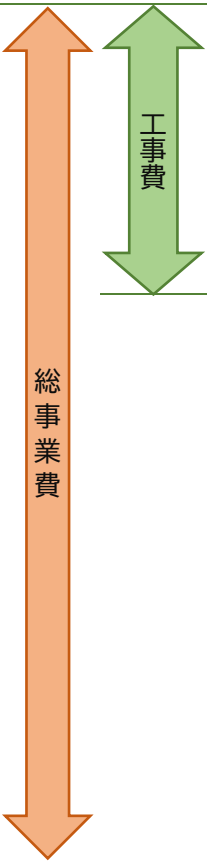
1. イニシャルコスト

(1) 総事業費の検討

新施設の事業費については、近年の建設工事の状況を参考に、物価上昇等を考慮して算出を行い、総事業費を40億6千万円程度と見込みます。

なお、各事業費の内訳については、以下のとおり試算しています。

■事業費の内訳(見込み)

		項目	概算費
	工事費	新築・改築工事(外構含む)	約29.4億円
		解体工事	約1.3億円
		仮設、土木工事等	約6.4億円
	調査費	敷地測量	約3.5億円
		アスベスト調査	
		地質調査	
	設計費	基本・実施設計	
		解体設計	
	その他経費	備品更新費等	

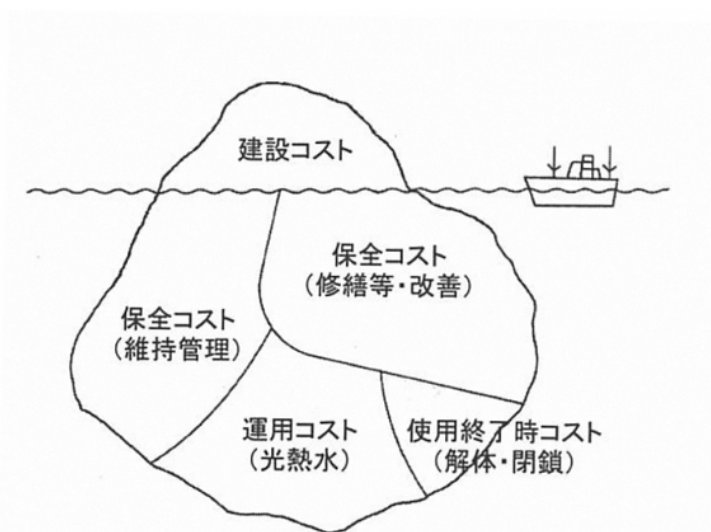
2. ランニングコスト

(1) ライフサイクルコスト(LCC)の考え方

新施設に必要なコストとしては、建設費（イニシャルコスト）と維持管理費（ランニングコスト）の総額としてライフサイクルコスト（LCC）で考えることが重要となります。

建築物のライフサイクルコストの構成では、建設費は氷山の一角に過ぎず修繕費・運用費等が非常に大きな割合を占めています。

■建築物のライフサイクルコスト(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)



出典:(一財)建築保全センター「令和5年版 建築物のライフサイクルコスト」

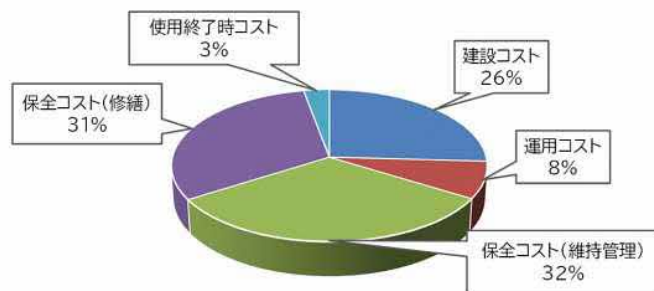
ライフサイクルコストのうち、建設費の占める割合は非常に小さいものの、計画の内容が建設段階以後のコストに大きな影響を与えるため、基本設計・実施設計において建設費とのバランスを考慮しながら、ランニングコスト縮減のための方策を盛り込んだ計画を行います。

■ライフサイクルコスト(LCC)の費用内訳例(モデル建築物ベース)

モデル建築物の概要

規模	延床面積 3,500 m ²
使用年数	60年

ライフサイクルコストの構成比率(参考値)



(参考:建築物のライフサイクルコスト/(一財)建築保全センター)

◇ランニングコストの試算結果

		単位:千円										
		60年間の合計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	56年目	57年目	58年目	59年目	60年目
運用コスト												
光熱水コスト		368,130	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136
計		368,130	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136	6,136
×(1+消費税率)	10%	404,943	6,749	6,749	6,749	6,749	6,749	6,749	6,749	6,749	6,749	6,749
保全コスト												
維持管理コスト		1,508,850	25,148	25,148	25,148	25,148	25,148	25,148	25,148	25,148	25,148	25,148
修繕等コスト		1,450,874		1,271	1,213	4,059	13,217			4,678		
計		2,959,724	25,148	26,419	26,361	29,207	38,365	28,686	25,503	29,825	25,148	25,148
×(1+消費税率)	10%	3,255,696	27,662	29,061	28,997	32,127	42,201	31,554	28,053	32,808	27,662	27,662
合計		3,660,639	34,411	35,810	35,746	38,877	48,950	38,303	34,802	39,557	34,411	34,411

※床面積入力法による試算。運用コストと保全コストを見込む。

(2) ライフサイクルコスト(LCC)縮減に向けた方策

(1) で整理した「ライフサイクルコスト(LCC)」全体の大半を占める「ランニングコスト(維持管理費)」を削減することで、新施設に係る費用の低減が期待されます。

新施設の運用後の点検・保守、修繕・改善、光熱水費等の「ランニングコスト(維持管理費)」ごとのコスト縮減に向けては、建物の仕様や設備に大きく起因するため、今後の基本・実施設計の段階で具体的に検討します。

第5章 事業スケジュール

新施設の建設を進めるにあたり、次年度以降の調査業務（測量等）及び基本設計・実施設計、その後の建設工事等に係る事業スケジュールを整理します。

令和7年度から設計を開始し、新しいみほり学園の本体施設は、令和11年度中の供用開始を目指します。

想定する整備スケジュールは次表のとおりです。

■みほり学園整備に係る事業スケジュール

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本・実施設計 (調査含む)	基本設計	実施設計			
仮設工事		設計・工事			解体
解体工事		設計	工事		
みほり学園 建設工事				本体工事	
中央児相跡地 土木工事		駐車場整備			
項目	令和12年度～令和16年度（予定）				
集団治療棟 (体育館)工事	新築工事	解体工事			
その他外構等			外構等	生活道	

★供用開始予定

※作業等の進捗状況により、スケジュールが前後する可能性があります。

用語解説

基本構想に掲載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付している頁番号は、以下の用語が掲載されている頁を示しています。

【A～Z】

■SNS〔P8〕

ソーシャルネットワークサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

■T・T（ティームティーチング）〔P10〕

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

【か行】

■家族療法〔P1,23,25,26,29,33〕

家族ぐるみで適切な対処法を工夫することによって、症状や問題行動の解決を図ろうとする方法のこと。全国児童心理治療施設協議会は、児童相談所の紹介により親子で施設に通って治療を受ける方法と定義している。

■家庭支援専門相談員〔P3〕

児童相談所と連携し、入所児童の保護者等に対して相談や援助を行なう職員のこと。

■環境学習〔P10〕

自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を養成することをめざして行われる学習のこと。

【さ行】

■里親〔P23,24〕

さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと。

■児童虐待〔P1,14,16〕

保護者が監護する子どもに対して、①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動、の4種類の行為を行うこと。

■児童指導員〔P3〕

児童福祉施設で支援を必要とする子どもたちに生活指導を行う職員のこと。

■児童心理治療施設〔P1,2,3〕

さまざまな事情により社会生活への適応が困難となった子どもを入所又は通所させ、その心理治療を行うことを目的とする施設。

■児童相談所〔P2,3,14〕

児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関。

■児童養護施設〔P23,24〕

保護者の適切な養育を受けられない子どもに対し、安定した生活環境を整え、生活指導等を行い養育することにより、心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

■社会的養育〔P16〕

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

■小規模化〔P16〕

社会的養育を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで成長できるよう、児童養護施設等のケア単位を小さくしていくこと。

■小規模ユニット〔P24,25,29〕

小規模なグループを一つの生活単位（ユニット）として、居室等を整備すること。

■情緒障害〔P15〕

情緒の現れ方が偏っていたり、激しかったりする状態を、自分の意思でコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

■人感センサー〔P42〕

人の存在を検知するセンサーのこと。人の動きや体温を検知することで、人の存在を認識する仕組み。

■身体的虐待〔P14〕

保護者が監護する子どもに対して、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

■心理的虐待〔P14〕

保護者が監護する子どもに対して、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

■心理療法〔P1,3,8,11,24〕

主に対話を通して専門家によって行われる心理的問題の解決を図る方法のこと。

■生活訓練〔P2〕

日常生活に必要なさまざまな能力の維持や向上のための訓練を行うこと。

■性的虐待〔P14〕

保護者が監護する子どもに対して、わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

■セラピスト〔P3,8,9,10〕

専門的な知識や技術に基づいて心身を治療する者のこと。児童心理治療施設においては心理療法を担当する職員のことを指す。

【た行】

■地域分散化〔P16〕

社会的養育を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で成長できるよう、児童養護施設等の機能を一箇所に集中させず、地域に分散させること。

■蓄電池〔P37,42〕

電気を蓄え、充電と放電を繰り返し行うことができる電池（二次電池）のこと。

■通所〔P19,23,24,25,26,28,29,31,32,34,45〕

自宅等で生活をしながら、治療等を目的に施設に通うこと。

【な行】

■ネグレクト〔P14〕

保護者が監護する子どもに対して、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

【は行】

■箱庭療法〔P8〕

砂の入った箱の中に、人、動植物、乗り物、建物などのミニチュアを置き、何かを表現したり遊んだりすることを通して行う心理療法のこと。

■パッシブデザイン〔P42〕

建物を取り巻く自然環境の特性を活かし、室内を快適にするための設計手法のこと。

■被虐待児個別対応職員〔P3〕

被虐待児等の個別の対応が必要な児童への対応や保護者への援助等を行う職員のこと。

【や行】

■ユニバーサルデザイン〔P38〕

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

【ら行】

■ライフサイクルコスト(LCC)〔P37,38,49,50〕

建築物の生涯において直接必要となるコスト。建設コスト、使用期間中の建築物に係る様々なコスト（光熱水費、維持管理費、修繕費など）、解体処分コストを総計した費用のこと。

■ルーバー〔P42〕

羽板(はいた)と呼ばれる細長い板を、間隔をあけて平行に組んだもの。羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の目線などを、遮断したり透過したりすることができる。

■レスパイト〔P23,25,26〕

保護者等が一時的に休息し、心身の疲れを取るための支援のこと。

